

自治会活動保険のご案内

堺市自治連合協議会では、自治会員が自治会活動中の不測の事故により負傷又は死亡した場合や、他人の生命、身体若しくは財物に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負うことによって損害を被る場合に保険金が支払われる保険に加入します。

▶保険契約者

堺市自治連合協議会

▶被保険者

「各校区自治連合会」及び「連合に加盟する単位自治会」の自治会員

※保険加入に際し、申請書や自治会員名簿等のご提出は必要ありません。

▶保険期間

令和8年7月1日～令和9年6月30日

▶保険料

自己負担はありません（堺市が全額負担）

▶対象となる活動

被保険者となる自治会が企画・立案し、会議、会則等、所定の手続きを経て実施することが決定された活動

＜活動例＞

・団体の運営に関する活動

会議、広報誌・回覧板等配布、掲示板へのポスター掲示など

・地域の安全・安心に資する活動

防犯パトロール、防災訓練、交通安全活動など

・社会福祉に資する活動

高齢者福祉活動、赤い羽根募金活動など

・環境美化等に資する活動

道路・公園等清掃活動、資源回収など

・地域コミュニティの醸成に資する活動

イベントや催しの運営・準備、文化活動、スポーツ活動など



※ 活動場所と自宅との往復途中の事故を含みます。

※ ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング等、危険なスポーツ活動やだんじり祭り、ふとん太鼓は除きます。

堺市及び堺市教育委員会が別途契約する下記保険の対象となる活動を除く

地域の子どもの見守り活動保険、子ども110番の家活動保険、堺市自治会施設賠償責任保険

▶保険金の支払いの対象と保険金額等

(1) 傷害

被保険者が対象となる活動に従事中又は参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により、怪我又は死亡した場合（死亡・後遺障害・入院・通院）に保険金を支払います。

保険金の種類	内容	保険金額
①死亡保険金	傷害により、事故の日から 180 日以内に死亡したとき	500 万円 ※後遺障害については、障害の程度に応じ3%～100%の範囲内
②後遺障害保険金	事故の日から 180 日以内に、その傷害がもとで後遺障害が生じたとき	
③入院保険金	傷害により、平常の生活機能又は業務能力を失って医師の治療を受け、入院したとき	入院 1 日につき 3,000 円 ※事故の日から 180 日が限度
④通院保険金	傷害により、平常の生活機能又は業務能力に支障が生じ、通院したとき	通院 1 日につき 2,000 円 ※事故の日から 180 日以内の通院日数に対し、90 日を限度とする。ただし、平常の生活又は業務に支障がない程度に治ったとき以降の通院は除く。

(2) 賠償責任

対象となる活動に伴う事故により、被保険者が、他人の生命、身体若しくは財物に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害について、保険金を支払います。

保険金の種類	保険金額
①身体賠償	1 名 1 億円、1 事故 5 億円（限度額）
②財物賠償	1 事故 5,000 万円（限度額）

※保険金が支払われる費用項目

- ・被害者に対する治療費、通院交通費、入院諸雑費、休業損害、葬儀料、死亡による逸失利益、慰謝料、物の修理代など
- ・保険会社の承諾を得て支出した訴訟、仲裁和解若しくは調定費用
- ・損害の防止、軽減のための有益な応急、緊急措置費用

➤保険の対象とならない事故

(1)傷害保険

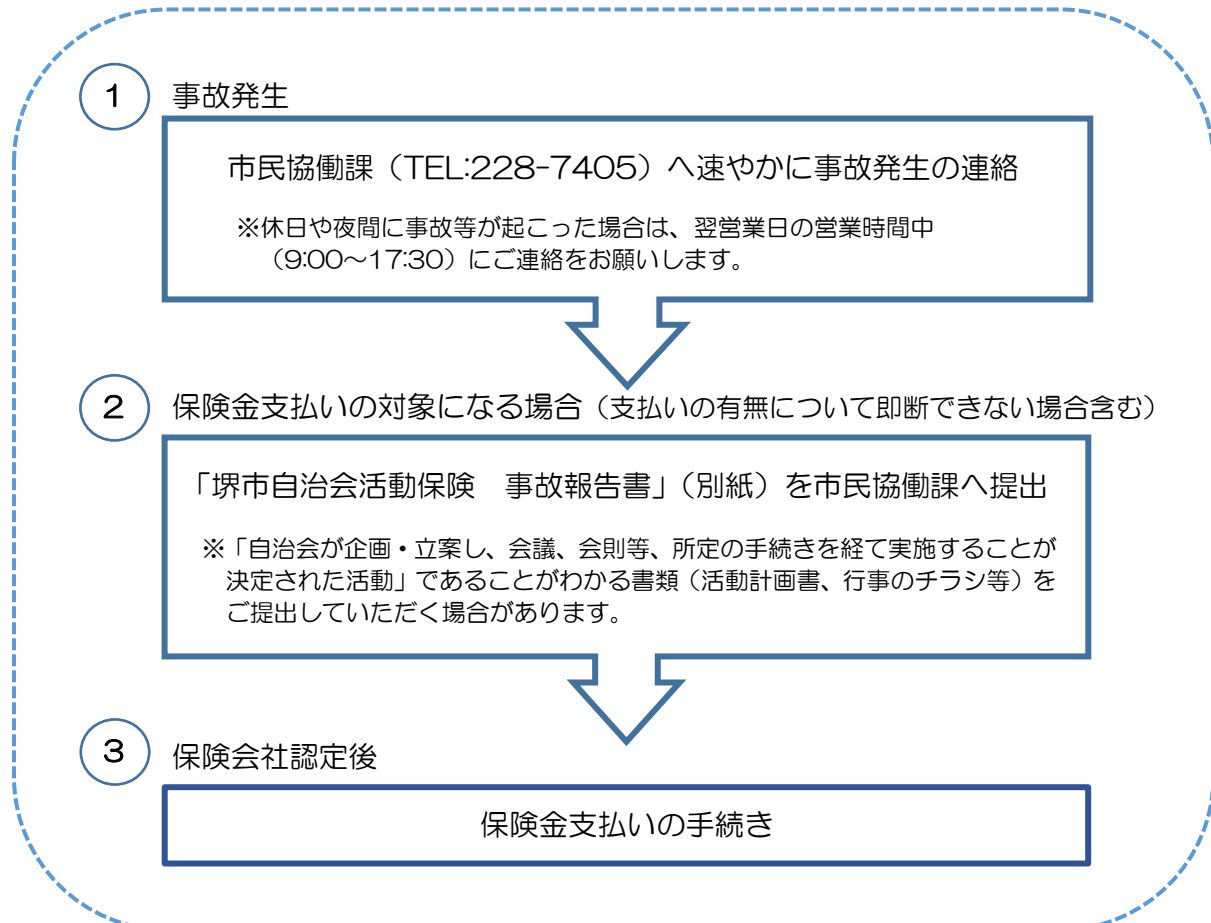
- * 故意、自殺行為、犯罪行為、闘争行為による事故
- * 脳疾患、疾病、心神喪失による事故
- * 航空機の墜落又は自動車事故
- * 頸部症候群（むちうち）又は腰痛で、他覚所見のないもの など

(2)賠償責任保険

- * 施設の新築、改築、増築、修理等の工事に起因する賠償責任
- * 自動車の所有、使用又は管理に起因する賠償責任
- * 給排水管、暖冷房装置、消火栓、スプリンクラーその他家事用器具から排出、漏えい又は汜濫する液体、気体、蒸気等による財物の損壊に起因する賠償責任
- * 屋根、戸、窓もしくは通風筒等から入る雨又は雪により財物の損壊に起因する賠償責任 など

※ 上記は一例です。実際に事故が起きた場合、保険会社で対象の有無を判断します。

➤事故発生時の手続きの流れ



➤ 初期対応、事故連絡

■■ 初期対応 ■■

事故が発生した場合は、まずは慌てず落ち着いて初期対応を行ってください。

- A. 損害の発生および拡大の防止
- B. 被害者の確認
- C. 目撃者の確認
- D. 必要に応じ救急車・警察へ連絡

■■ 事故連絡 ■■

以下について確認し、お手元にメモを取り市民協働課へすみやかにご連絡ください。

- ① 事故発生の日時・場所
- ② 被害者の住所・氏名
- ③ 事故状況（発生原因、損害状況など）

※ 休日や夜間に事故等が起こった場合は、翌営業日の営業時間中（9:00～17:30）にご連絡をお願いします

※ 損害の防止・軽減のための有益な応急・緊急措置費用を除き、保険金支払いについては事前に保険会社の同意を要します。

【証券番号】 5000442324
【保険契約者】 堺市自治連合協議会
【被保険者】 「各校区自治連合会」及び「連合に加盟する単位自治会」の自治会員
【保険期間】 令和8年7月1日～令和9年6月30日

【代理店】

株式会社 ティアタス

〒590-0946 堺市堺区熊野町東 1-1-7（ティアタスビル）
TEL：072-238-1925（受付時間：平日 9:00～17:00）
フリーダイヤル：0120-373-953

【引受保険会社】

ニューインディア保険会社 大阪支店

〒541-0056 大阪市中央区久太郎町 1-6-27（ヨシカワビル）
TEL：06-6262-5471（受付時間：平日 9:30～17:00）

＜お問い合わせ先＞

堺市自治連合協議会事務局（市民協働課内）
TEL：228-7405/FAX：228-0371



堺市ホームページでは自治会活動保険に関するよくある質問などを掲載しています。